

第 5 回朝来市地域コミュニティの在り方懇話会議事録

日 時	令和 7 年 9 月 19 日（金）15:00～17:00
場 所	朝来市役所 4 階 401・402 会議室
出席者	委員：大杉委員、柏木委員（オンライン）、小島委員、松原委員、中尾委員、山本委員、天野委員 事務局：一ノ瀬部長（まちづくり協働部）、足立高光課長、坂本紀昭副課長、足立良太主任、切目コミュニティサポーター（以上、市民協働課） 関係課：松島課長（朝来支所）、小西課長（山東支所）、夜久課長（生野支所）、馬袋次長（健康福祉部）、坂本和昭課長（防災安全課） 支援業者：戸田、一宮（以上、丹波ひとまち支援機構）
欠席者	衣川委員、習田委員
傍聴者	なし
議 題	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 4 協議事項 5 その他 6 閉会
資 料	・次第 ・委員名簿 ・資料 1：第 4 回懇話会議事録 ・資料 2：パブリックコメント公表書 ・資料 3：パブリックミーティング意見 ・資料 4：パブリックコメント実施結果報告書 ・資料 5：指針（最終案） ・資料 6：指針簡易版（案） ・資料 7：今後のスケジュール

1 開会

足立高光課長より開会の旨、挨拶を行った。

2 あいさつ

一ノ瀬部長：今年の夏は非常に暑い年でしたが、最近ようやく涼しくなってきました。季節の変わり目です。十分にご自愛ください。日頃は、朝来市のまちづくりに格別なご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。今日は第 5 回目の「朝来市地域コミュニティのあり方懇話会」に、お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。

この懇話会は、令和 6 年度の一年間の予定でしたが、パブリックコメントを実施することになり、令和 7 年度にかけても開催しています。パブリックコメントやタウ

ンミーティングを行う中で、たくさんの意見をお聞きでき、とても良い機会でした。

懇話会は今回で、最終日の5回目です。よろしくお願いします。

足立高光課長：それでは、議題に基づき、進めます。3番目の報告事項以下の進行については、大杉座長をお願いします。

大杉座長：今日は、資料5「地域協働の指針」の取りまとめを実施します。皆様の協力を得ながら進めてまいりますので、よろしくお願いします。

柏木委員、聞こえ具合はいかがでしょう。

柏木議員：事務局の方の声は少し聞こえにくかったです。大杉先生の声は大丈夫です。よろしくお願いします。

大杉座長：柏木委員の声は非常に明確に聞こえます。また後ほど発言をよろしくお願いします。

3 報告事項

(1)第4回懇話会の振り返りについて

資料1

坂本副課長より第4回懇話会について、資料1の記載内容に沿って説明を行った。

(2)パブリックコメントの実施結果

資料2

資料3

資料4

坂本副課長よりパブリックコメントの実施結果について、資料2の記載内容に用いて実施の詳細について説明を行った。また、資料3のパブリックミーティングでのご意見について、資料4のパブリックコメントのご意見についても説明を行った。

大杉座長：指針の作成では基本条例に基づき、パブリックコメントを行うことが前提のはずですが、昨年度、事務局が準備をしていなかったのもので、合わせてパブリックミーティングも行いました。そこで広く地域の声を拾い上げることができました。多様な方が参加できる場をどのように作るかが、今後の課題ではないかと思います。

坂本副課長：個人情報に関する意見について説明します。

馬袋次長：「個人情報保護の関係が防災や、福祉関係の支援に大きく影響しているのではないか」という意見がパブリックミーティングやパブリックコメントでもありましたので説明します。

平成に施行された個人情報保護法は必要な法律ですが、特に福祉のサービスを受ける方の防災で、少し障壁になっているのは事実です。個人情報を保護することと、個人の情報を開示して福祉のサービスを上手に受けられることは相反すると感じられる方がおられます。福祉ではどのような取り組みをしているか、2つの視点で説明します。

1つ目は、資料にある災害時の「避難行動要支援者名簿」です。これは、年に1回更新させ、守秘義務が課せられている民生委員や区長に実名でお渡ししています。よく言われる誰一人、災害で取り残すことがないまちづくりとして情報提供しているものです。一番下をご覧ください。1番から5番まで身体障害者手帳をお持ちの方や、要介護の高齢者の方の名前を挙げています。次は、避難行動要支援者名簿登録申請書で、民生委員を通じて、この様式を必要な方に提出してもらっています。例えば、要介護認定はないが認知症によって避難の判断ができない等、該当しない方はその他として、家族がこれを書き、名簿に掲載しています。裏面の上部にある「情

報提供について同意します・同意しません」の項目については、同意しますという方が95%以上ですが、ご理解がなかなか難しい方、同意しませんという方もいます。その分は、区長や民生委員には情報をお渡ししません。これが障害や福祉で取り扱っている個人情報の対応です。個人情報を守りつつ、しかも防災で誰一人取り残さないような支援ができるように最大限配慮しています。

次の「朝来市災害対応個人マニュアル」は、主に高齢者へ配布している市民向けのパンフレットです。要介護認定の方には、大抵、ケアマネージャーが付いているので、その方がお宅にお持ちして、「災害時には、このように準備しないとイケないよね」と、平常時から準備をするために配り、ご家族や地域に啓発しています。区長会にもお知らせしたことは何度かありますが、このマニュアルの表紙中央の枠の下にある「本マニュアルをお住まいの地域の方（区長、民生委員）と共有することに同意する」というチェックボックスを必ず書いてもらうようにしています。区長にこのようなマニュアルがあることを周知しているつもりでも、伝わりにくい場合もあります。お家に行っていただき、個人情報ではあるものの、平時から「ちょっと見せて」という形で、「このような怖いことが起きた際には、お互い声を掛け合っていこうね」と声掛けの題材にしてもらえるように工夫しています。また、災害時ではなく平時でも、地域で支援が必要な方がいるので、どのようにすれば情報を教えてもらえるのか分からずに、困られることも多いと思います。職員や、介護スタッフは、守秘義務が課せられているので、地域の方と情報交換する時は、ケア会議で、毎回必ず「今日のお話の情報は秘密を守ってください」とお伝えしています。個人情報保護と、情報をよく知って適切なケアをつなげることの両立は難しいですが、このように地域にも周知しながら取り組んでいます。

坂本和昭課長：防災における個人情報の取り扱いについて、令和5年度に、内閣府が指針を出され、国も気にしている内容です。本会でもご意見のある個人情報は、転入者の場合、昔は一律に「このようなご家庭で」ということを、市役所、町役場から区長にお知らせして、「よろしくお願いします」という流れがあったと聞いています。多様な価値観や考え方がある中で、自分の情報というものを出したくない方もたくさんいらっしゃることも承知しています。災害時における住民、区民の安全については、区長をはじめ、役員の方々、民生委員はその使命感から、平時から情報を得て、その人の安全を守りたいという考え方があることも承知しています。市が保有している個人情報を渡すことは簡単ではありません。ただ災害時、有事の際については、例外的な取り扱いということで、先ほど言いました指針の中にも、特別な取り扱いが可能となっています。危機管理部防災安全課として、先ほど馬袋次長からも説明ありました「マイ避難カード」に現在取り組み、それぞれ個人が自助として守ることを進めています。その部分で助けが必要な方については、避難カードの内容を自分だけではなく、ご家族や知人、また区の方に提示して、現在の個人情報保護を理解してもらっています。このような取り組みについては、前区長会の時にも、部長から区長に、広げてもらえるようにお伝えしています。皆様の安全を、それぞれが考え、それぞれで守っていく取り組みとして進めています。

大杉座長：今回パブリックコメントやパブリックミーティングでも個人情報に関するご意見が

出たということで、やはり市民の方々の生命・安全に関わる大切なことです。その一方で個人情報に関しては、当然ながらプライバシーの問題であるので、個人の情報についての権利があります。一般社会的に言われるのは「個人情報が出た」など、マイナスのことが多く、少し厳しく扱っていかうと萎縮してしまうところがあります。ただ、そもそも情報は使われて、活用されて初めて生きてくるので、個人情報保護法も、プライバシーの問題などの制約がある中でどう活用していくのか考えなければなりません。特に災害時にどう対応していくのか、行政と地域の間できちんとした考え方を持ち、平時から対応していくことが重要だと思います。他の重要な事柄がたくさんありますが、この点に関しては、少し特別に扱いました。担当部署の方からも、このようなご説明は地域の方々にされていると思います。区長対象の研修の機会に一言お伝えいただくことが大切だと思います。地域自治協議会でも、注意喚起していく取り組みも良いと思います。今後この地域協働の指針を運用していく中で、重視していただきたいと思っています。この点、いかがでしょうか。皆様の方から、日頃、どのように扱われているか、また、知っておかなければいけないことでもあり、1人ひとりの市民の方もある程度分かっていなければいけません。現実には難しいところもあります。例えば、どのようにすれば伝えていけるかなど、ご意見いただければと思います。

中尾委員：私は、区長、民生委員など、今、お二人からお話を聞いた全てを体験しています。やはり個人情報に対して非常に厳しいところで、大杉座長の「地域自治協議会も共有していこう」という提案はこれまでありませんでした。区長は区長、民主委員は民主委員のような、とても閉ざされた中でやっています。共有していくことが、今回の指針の中に盛り込まれても良いのではないかと思います。

大杉座長：そこはまだ議論があるところです。今回もそこまで踏み込んではいないです。区長会などのレベルできちんと進むように、地域自治協議会が共有するとなると、また少し話が違ってくると思います。当然今後のあり方の一つの選択肢としてはあり得ると思いますが、現状としては、そこまでは広げられていないのではないのでしょうか。区長会、民生委員の範囲で共有しているという状態で良いですか。

坂本和昭課長：今お話しされたことは、避難時の要支援者の名簿などを取り扱われる時にあると思います。それを平時には区長と民生委員さんには渡していますが、「他には見せないでください。個人情報ですよ」となります。ただ自分が被災する可能性もありますし、やはり役員ぐらいいはコピーして持っておいてほしいという思いから、このようなお話が出ることはわかります。ただ、情報の取り扱いについては、先ほど言いました「マイ避難カード」の中で、「隣近所の人や皆さんと共有できる部分について共有しましょう」と言っています。持病を持っている方や、薬を飲まないといけないなど、そのような話は当然、要支援者名簿に入るとは思います。また、「避難時、自分一人で逃げられないという情報など軽い情報については開示してもらいましょう」というような話を区長会や出前講座で話しています。その話を広げていくと、もう少し理解が得られるのではないかと取り組んでいます。

大杉座長：ありがとうございます。今後それぞれの地域で、例えば区長会が実際どのくらい動けるのか、差異もあるでしょうし、地域自治協議会の方で対応できるのかというこ

ともあるので、地域毎に明確な課題意識を持って対応してもらうことになると思います。現状の仕組みとしては、要支援名簿に関しては、区長と民生委員で動かれています。それ以外の方に情報を共有していくかは、皆さんと地域の中でお考えいただければと思います。

馬袋次長（健康福祉課）、坂本和昭課長（防災安全課）が退席。

(3)その他

坂本副課長よりその他について、説明を行った。

坂本副課長：資料はありませんが、「(3) その他」ですが6月の朝来市議会で、地域協働の指針についての一般質問がありました。第一次の指針では地域協働の主体が地域自治協議会、区、事業者、市民となっていた箇所について、二次の指針では、主体が地域自治協議会等となっています。こちらを前回の表現に戻してはどうかという質問です。地域協働は、行政や地域自治協議会、区、事業者、地域、それぞれが主体となっているもので、このうち、事業者や市民、他の様々な団体も想定されるという答弁をしています。14ページの図3ですが、地域自治協議会と朝来市の図において、地域自治計画なので当然市民もありますし、行政区、各種団体、市民活動団体、それから企業・事業所と表記されています。左側に行政として、両方とも協力しながら、お互いそれぞれ連携し合って地域協働をしていくという考え方で、回答しました。あと1つ、指針では5ページに記載のある協働の原則（ルール）として11あるものについては、前回のものをそのまま記載しています。前回は目次に出ていましたが、「大事なことなので章立てとして出すべきではないか」と質問がありました。これについて、今回はボリュームがあるので、目次も整理した方が良いというご意見もありましたが、指針が策定されてから17年が経過する中で、あえてこの部分を章立てする必要はないのではないかという考え方で整理しました。目次もこのまま変えずに指針の方は進めたいと考えています。

4 協議事項

(1)朝来市地域協働の指針（最終案）について

資料5

坂本副課長より指針（最終案）について、資料5の記載内容を用いて説明を行った。

坂本副課長：資料5をご覧ください。パブリックコメントの個人情報についての意見を踏まえて修正しています。まず18ページです。課題の中で最後の点を少し修正しました。

「個人情報保護に関連する法令の遵守は前提としながらも、災害時の支援など行政から区や地域自治協議会に共有できる情報を整理し、共有する必要がある。また、区や地域自治協議会を対象に個人情報の取り扱いについて研修を行う必要がある。」ということで、共有をする必要があることと、地域自治協議会を対象に個人情報の問題の研修を行う必要があることを記載しています。

次に41ページをご覧ください。①の現状と課題のところで、7行目の後半に、「そのために改めて個人情報保護に関する正しい理解のもと、住民相互の情報共有や関

係性づくりが重要です。」を追加しました。

続きまして、42 ページをご覧ください。2 か所ありまして、まずは市の公助の中、4 つ目の後半です。「災害時の支え合いに向けて、住民相互の情報共有を適切に行うため、個人情報の取り扱いについて、地域の理解を深めるように努めます。」を修正しています。さらにその表の中の下、区のところです。2 行目の途中から「また、個人情報保護法の趣旨を理解し、遵守したうえで、住民の支え合いに必要な住民情報の共有を進めます。」を加えています。修正箇所は以上です。

支援事業者（戸田）：前回の懇話会では、表紙のデザインや中面のデザインは示していませんでした。今回は自前のプリンター印刷のため、色合いが若干違いますが、このようなデザインで最終的な印刷に向けて進めていこうと考えています。ご確認ください。

大杉座長：最終版、いかがでしょうか。今ご説明の内容以外に変更点等はなかったですか。

坂本副課長：修正はそちらのみです。

大杉座長：修正も含めて、何かお気づきの点はありますか。ご意見をいただきたいと思います。デザインはこのような形ということで、資料 6 もありますが、色合いとしてはどちらになりますか。

支援事業者（戸田）：次に説明がありますが、黄色い方（資料 5）になります。

修正点については、ずいぶん前になりますので、皆さん議事録を見て思い出していただいたかと思いますが、例えば 29 ページ、地域自治協議会と支所の支援体制の関係があります。具体的に全部書いた方が良いのではないかと、11 地域自治協議会全部書いても良いのではないかとご意見もありましたが、あまりにも煩雑になりますから、「他の地域自治協議会も同様である」や「他の支所も同様である」、「和田山地域振興課も含む」という言葉を入れるという修正もしました。前回懇話会を受けての図としての大きな修正点になっています。細かい文字の修正など当然入っていますが、前回の議論を踏まえて修正した点の補足でした。

大杉座長：ありがとうございます。今お話しされた 29 ページの図 5 ですが、前回より分かりやすくしていただけたと思いますので、このような形でぜひお願いできればと思います。その他何かお聞きください。どうぞ。

コラムが偏っている、全部を出せたらよいのではという意見がありましたが、いかがですか。

支援事業者（戸田）：11 地域自治協議会の事例を紹介するという趣旨で載せておらず、もともとの趣旨は、これからの地域自治協議会の役割として率先して取り組まれている地域の事例を集めさせていただいて、関連する取り組みを紹介しています。他にもあるとは思いますが、事例集ではないため、このように取り上げて載せています。

大杉座長：例えばそれぞれの地域自治協議会でどのような取り組みをしているか、今までも紹介するような資料というのは作られてきているのですか。

坂本副課長：全体のパンフレットとしては作成をしています。しかし、年ごとの細かい取り組みというのはなかなか載せられないので、そういったものはありません。

大杉座長：お互いの地域自治協議会がどのような活動をしているか知ることは刺激にもなります。お互いの活動がわかるような簡単なものでも、毎年や 2 年に 1 回でも、更新していくものが別途あれば良いと思います。「このようなことやっているのであれば、

うちもちょっとこのような工夫ができる」ということが起こる近所関係になるように。

今回は地域協働の指針ということで、先ほど支援事業者（戸田）が話されたような形で、いくつか載せることになりました。

山本委員：先ほど、41 ページと 45 ページの災害時の安全確保のところで説明がありました、いわゆる住民相互の情報共有、個人情報の取り扱いについて、「地域の理解を深めるように伝えます」と謳われていますが、これは非常に重要なことです。先ほどの健康福祉部の説明でも受けましたが、私も区長をしていて、必ず 1 年に 1 回、避難時の要支援者を教えてもらいます。それには、いわゆる年配の方ばかりで、仮にもらわなくても把握できているのですが、問題は子どもです。最近では子どもが学校から帰っても、親が仕事に行っているために、一人っ子の子が留守番している家庭があります。悲しいことに、その子どもの家族構成が全くわかりません。夏休み前に、学校と PTA の説明会、懇談会がありますが、小学校の担当の先生に生徒の名簿をほしいと言っても、個人情報でダメと断られます。やはりここで示された情報共有は、これから非常に大事になってきます。

区によっては、所帯主に家族構成の名前を書いてもらって把握している区があります。必ずその家の所帯主の了解を得てから書いてもらっています。こちらから書いて出すようなことが言えません。なかなか個人情報との兼ね合いで難しいですが、やはり区長としても区としても家族構成ぐらいは把握したいという気はしているので、この表示については良いと思います。

大杉座長：ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思います。既にできているところがあるといっても、個別に進めようとしても、この情報を出すことに関しては、親もいろいろとしてほしい対応が出てくるともあると思います。やはり絶対嫌だという方もいらっしゃる中で、実際はどのように取り組まれているのか、どのようなことに留意すべきか、行政の側も一緒に考えることが重要になってくると思います。今後ぜひ、ここに書かれた中で、今どちらかというとお年寄りを中心に考えられていますが、子どもの問題なども含めて考えていくことも必要になってくるのかなと思いました。ありがとうございます。

(2)指針簡易版（案）について

資料 6

坂本副課長より指針簡易版（案）について、資料 6 の記載内容を用いて説明を行った。

坂本副課長：資料 6 をご覧ください。先ほど、パブリックコメントの中にもありましたが、指針の内容が大きくなっています。一目でわかりやすいようなものがないかということで、簡易版として案の資料を示しています。表紙については、本編の指針で議論していきます。本編にも使った形で、地域自治協議会の求められる役割を加工し、目を引くようなもので、確定をしたいと思っています。開いていただくと、目指す地域協働の姿ということで、このあたりは基本的には指針の中から、かい摘んで載せています。例えば、この「目指す地域協働の姿」では、13 ページの項目と、15 ページの図 3 を用いています。「地域自治とは」では左側のところで 11 ページです。右側の「地域協働とは」では 4 ページになります。それから先ほどありました各地

域自治協議会の取り組みについては、それぞれに記載をしています。下の方に、「行政の協働支援、地域住民による自治の支援」では 28 ページ、右側の「地域自治協議会のあり方と区の関係」では 19 ページ以降のものが記載をされています。

簡易版を策定する際に、「文字が多いのではないか」といったパブリックコメントの意見もありましたが、今回の指針を正確に、できるだけ簡単に伝えようとする、どうしてもこのぐらいの文字数、内容量は必要ということで、ご理解をいただければと思っています。裏面の「今後 10 年を見据えた暮らしに関わる課題への協働による対応」は令和 5 年度に実施しました小規模集落ヒアリングの中で、皆さんが特に心配されていた 4 つ「災害時の安全確保」、「移動の支援」、「農地・土地利用」、「空き家対策・移住者の受け入れ」を記載しています。最後にその下「指針策定の経緯」には、小規模集落ヒアリング後、懇話会を始め、4 つのワーキンググループを実施しました。そして最後にパブリックコメントとパブリックミーティングを実施して、今回の趣旨が出来上がったと書いています。

全文はホームページにも掲載しますので、テーマなどを記載して、裏表 1 枚でなるべく簡素化して作りました。ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。

大杉座長：ありがとうございます。ご説明ありました簡易版についてはいかがでしょうか。少し文字数は多いかなとは思いますが、説明をするには必要です。本文全体を読みこなすのは大変ですから、この簡易版で重点をご理解いただくというようなものとして、出来上がっているかなと思いますが、いかがでしょうか。

この簡易版は、実際どういうふう to 周知されますか。

坂本副課長：基本的には地域の方に、設置をしていただく形になると思います。部数も限りがありますので、今後どういった周知の仕方を追加するのか考えます。議論でもあったように、なかなか周知ができない中で、例えば設置箇所が地域自治協議会だけでいいのか、そのあたり皆さんご意見いただきながら検討していきたいと思っています。

大杉座長：概要としては、例えばホームページに載せることもあるでしょうし、紙で印刷して、地域自治協議会、あるいは区長会議等の会合で配布することもできると思います。もう少し広く市民の方々も参加するような場で、配れるだけの部数を印刷する費用が充てられているのでしょうか。市民一人ひとり、全員配布するぐらいでも私はいいのではないかとってはいます。せっかく作っていただいたので、広く行き渡るようにしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

坂本副課長：ウェブサイトは考えています。今回の予算では厳しいので、例えば各地域自治協議会でホームページをもっているところであれば掲載していただくなど、ご協力いただけたらありがたいと思います。

大杉座長：広報紙に載せてもらおうと少し小さくなってしまいかもしれませんが、広報紙には「地域協働の指針ができました」のような特集まではいかないかもしれませんが、記事は載るのですか。

坂本副課長：はい、載ります。

大杉座長：その時に合わせて、簡易版も掲載できれば解説は書かなくても良いと思います。

坂本副課長：どういう手法があるか、少し検討していただきたいです。例えば、QR コードを

載せるのは一番お金を使わない方法だと思います。

大杉座長：普通は「誰もがQRコードを使える訳ではない」という話になります。むしろ行政の側からよく言われることもあります。そこも含めてお考えいただき、場合によっては、なるべく全戸配布に近いような形で、行政でお考えいただくといいのかなと思います。その他何かありますでしょうか。

柏木委員：この表紙はとても可愛くて素敵だなと思いました。しかし、この簡易版を誰に向けて作成しているのかという部分が、難しいと思っています。たぶん、一般市民の方に、これを伝えてもなかなか理解するのは難しいのではないのでしょうか。朝来市では平成20年に地域協働の指針が作られていることから、「行政と地域自治協議会の協働関係」は、すでにおわかりだと思います。ただ、地域自治協議会の皆さんや、今回パブリックミーティングに来られた方々から今回の指針が少しずつ広がっていくときに、前回の指針と何が違うかが、わかるようにしなければならないと感じています。この簡易版で誰に何を伝えるのが少し気になったというところです。

大杉座長：ありがとうございます。確かに、指針の改定というような位置づけでもあるので、「何がどう変わったのか」は、受け止めていただく上で、今後さらに考えていかなければいけないところです。

今回の改訂ですが、前の指針が比較的、一般的な市民協働について書いたこともあり、新たに作ったように見えたということがあります。例えば周知する際に少し補足的に説明をしていただくことも必要になるかもしれません。実際にどのような場でどう活用していくのかについても重要になってくると思います。

坂本副課長：今回のこの指針の簡易版については、基本的には地域自治協議会に関わっている事務局の方や、役員の方、部会員の方などに改めて再認識をしていただくという部分が大きいと思っています。この指針の中では、「このように人と人とがつながる仕組みが大切です」や、簡易版に書いていないようなものも全て書かれていますので、今回の指針では、あくまでより地域自治協議会の関係している方々に発信をしています。より一般の方々に見やすいものが必要であれば、細く説明をするなど対応をしようと思っています。

大杉座長：懇話会に参加されている方々は長く関わられているので、前後の変化を認識できるかもしれませんが、どちらかというと、世代を交代して、そもそも真っ白な状態の方もいると思います。この新しい図を、ぱっと出した方が、むしろ素直に受け止めていただきやすいこともあるかと思います。ただ柏木委員からご指摘いただいた点もありますので、実際にこの資料を活用する時に、少し留意していただくことになるかと思います。

柏木委員：今回変えられるのは大変なことなので、なくても良いですが、策定経緯について詳細に記載されていますが、本編を見れば良い気がします。今回一何が最も違うかというと、支援体制を充実させていくという宣言だと思います。今回の指針で、「ここまで書いて大丈夫なのか」という声が出るくらい、支援体制を充実させて、より一層頑張っていくという宣言が今回の指針です。アイデアなので、対応されなくても問題ありません。

大杉座長：ありがとうございます。そこはどのような形で示すと一番効果的に伝わるのかとい

うことを含めて、少し事務局と相談をして、決めていければと思います。これからすぐに、このような形でと出すわけにもいきませんので、大変恐縮ですが、座長である私と事務局の検討に一任させていただくことで、よろしいでしょうか。

ついでに、地域自治協議会にあたるような、地域運営組織のことで、福井の研究会でも、柔軟な最適化など言われていました。そのような面から見て、柏木委員、何かご意見あればお願いします。

柏木委員：パブリックミーティングのご意見が非常に興味深いです。皆さん本当に真摯に地域に関わっておられて、その中で出てきている課題を話されていると感じました。だからこそ柔軟な最適化という、地域や組織の状況に合わせて、柔軟に変化する地域自治協議会になれるかどうか、研究会でも言われています。地域自治協議会の皆さんが、そこを感じておられて、なんとかしたいと思っていることをきちんと受け止めて、的確な支援のできる体制が非常に重要です。この懇話会がその点をどのようにやり続けるのかと感じました。本当に感想です。

大杉座長：ありがとうございます。一通り協議事項でいうと1番、2番のところの話を進めてきました。よろしいでしょうか。

山本委員：表紙のデザインはこのままでいくということですか。

坂本副課長：はい。今のところは、このような形で考えています。

山本委員：例えば、小さい子から学生、若者と中高年が手をつないで何かをやっていこうというようなことが感じ取れたら良いと、もう少しシンプルにしても良かったのではないかと思います。

大杉座長：ありがとうございます。年齢や、男女、いろいろな要素を入れると、どうしてもこのようなデザインになったというところもあったとは思いますが、ご意見としてはあって、工夫できればと思いますが、デザインを変えるのは少し難しいかもしれません。集まって検討している場や、協力してというようなものを要素として入れた形になっていますので、いかがでしょうか。

他にはご意見はございませんか。

(3)今後のスケジュールについて 資料 7

坂本副課長より今後のスケジュールについて、資料7の記載内容を用いて説明を行った。

坂本副課長：今後のスケジュールですが、懇話会で、皆さんに確認いただきまして、基本的には、この内容でできれば10月中旬に公表したいと考えています。ただ、指針の簡易版については少しご意見もいただいていますので、もう一度検討します。そちらも合わせて、10月には公表できればと考えています。

今、10月の地域自治協議会の会長事務局長会議の日程調整を皆さんにお願いしています。できればその会議を開催する時に指針や、簡易版を会長事務局長にお示しできればと考えています。

当初は前年度中に完成する中で、新しい7年度の予算前にと考えていましたが、このタイミングで完成ということになりますので、こちらのスケジュール表にも記載しているように、職員の研修会を実施、あるいは進捗状況の確認ということで、この年度の後半あたりで、地域自治協議会での受け取り方なども合わせて、皆さんに

報告できればと考えています。

大杉座長：お願いします。いかがでしょうか。この進捗状況の確認ということで、10月以降で、年度内に指針に基づいた取り組みができているかということ、厳しい話だと思います。今もお話ありましたが、周知の状況など、確認しておいていただきたいと思います。例えば来年以降、こういった形で進捗状況を見ていくのか、その確認した状況をどのように共有や検討していくのかも含めて、整理していただければと思います。皆さんの方からいかがでしょうか。

中尾委員：せっかく良いものができたので、地域自治協議会としてこれを局員や皆ださんに周知して、実践していただくように言いたいわけです。ただ、事務局長や会長が周知しても、なかなか浸透しません。研修会を各地域自治協議会で1回以上やってもらえないかと思っています。そのまま私たちがもらって「周知してください」と言われても、手に負えないと思います。

大杉座長：この中で職員の研修は書かれていますが、今言われた点についてはどのようなお考えですか。

坂本副課長：まず10月の会長事務局長会議には、「このようなものができました」とお示しすることは、スケジュールに入っています。今お聞きしたように、地域自治協議会にお勤めの方に集まっていただいて、内容について説明をさせていただくことは可能だと思います。また調整させてもらえればと思います。集まる人数によって会場の設定はできますので、できる限り関わる方に周知できるような方法があれば実施したいと思います。

大杉座長：今回の懇話会では、協働の指針を、全体的な、ある意味では抽象的な部分の話をしっかり固めました。今後10年ということで、ここにも、災害時の安全確保、移動の支援を明らかにして、基本的な考え方はまとめましたが、具体的に実践につながっていくものを通じて、この協働の指針を、どう定着を図っていくか。例えば講座的なものや、研修のようなことが今後企画されていくと、いわゆる会長や事務局長、そのような人たちだけではなく、いろいろな方々が個別に関わることにつながっていくと思います。ぜひ皆さんの方からご提案を出していただきながら、市の方もそうした企画をしていただけるといいかと思っています。

小島委員：今、最後に言われている協働の指針の改定作業の中で、最後の唯一の課題というのがあります。その課題はこれを通じて協働をより深めていくということが大事なので、個人情報の使い方という話です。自治会と個人情報の取り扱い、先進の自治会では、市が作って示していることがあります。指針は抽象的な話なので、そのようなものを示しながら各地域自治協議会ではこのような活用をして、災害の対応については、「こうしていきましょう」や、それを含めるための作業をいかにするかが大事だと思います。移動支援については、すでに「あさGO」でドアツードアになっているわけです。その実態を含めて移動の支援などをさらにほり下げていくことによって、地域自治協議会の支援を個々に進めていただきたいと思います。

大杉座長：繰り返しになりますが、個人情報の話でいうと、何かまとまったものがあるのかと思っていましたが、個別には取り組んでいるものの市としてはできていません。朝来市もいろいろな取り組みで先進的なところもありますが、やはりここはまだ重要

じゃないというところもあるでしょうし、そのようなところを地域の側も受け止められて、課題意識を持たれていることも今回浮き彫りになってきたかと思います。4つの課題などを中心として、より具体的に考えていくことをぜひ進めていただければと思います。

（表紙について）先ほどご意見がありましたが、賑わいがあって良いのではと思いますし、よく見てみると、なんとなくハートの形に見えてきますので、そういったところも含めて受け止めていただけるといいかと思います。

5 その他

大杉座長からその他の項目がないことを確認した。

6 閉会

藤岡市長より閉会の旨、挨拶を行った。

藤岡市長：皆さん、こんにちは。お集まりの皆様には、朝来市の地域コミュニティのあり方について、貴重なご意見を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。また、大杉座長におかれましては、朝来市の自治基本条例の検証にも関わっていただいています。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。朝来には11の地域自治協議会が設置されておりまして、それぞれ地域の特徴を生かして取り組みを進められています。しかしながら、福祉におきまして、少子高齢化に伴う人口減少の影響によりまして、地域コミュニティを支える力が弱まりつつもございます。それらの中で、減退する地域コミュニティの存続に向けまして、皆様から貴重なご意見をいただきながら、朝来市の地域協働の指針の見直しをしたところでもございます。今後におきましては、地域の原則に基づきまして、地域自治協議会の地域協働の基盤として、連携しながら、この地域協働を進めてまいりたいと考えています。しかしながら、まずは行政が先導していかなければならないと思っています。担当もまちづくりフォーラムで話し、改めて地域自治協議会へ出ていって、今回のこの意見については2回、3回と同じようなことで、この取り組みを皆さんにお知らせさせていただいたところでもございます。今後におきましても、本当にまだまだ難しいかもわかりませんが、やはりしっかりと皆さんの意見を持って、見直しを作らせていただいたので、これをもって来年度からしっかりと進んでいくように、私どもも力を出しながら進めていきます。本日までご参加の皆様にもお力いただきを賜りますよう、よろしくお願い致します。今後におきましても、先ほど言いましたご支援、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。これまでの5回の会議、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

